

平成16年11月19日

各位

会社名 株式会社 静岡中央銀行
代表者名 取締役社長 奥田 一
(問合せ先 企画部長 林 道弘)
TEL 055-962-6113

内部管理態勢の充実・強化に関する業務改善命令について

当行における不祥事件の発生を受け、当行の法令等遵守態勢の確立に向けた取組が不十分で、営業店における相互牽制機能が十分に発揮されていないなど、内部管理態勢に問題があったとして、本日、東海財務局より業務改善命令を受けました。

日頃から当行をご信頼していただき、ご支援とご愛顧を賜っておりますお客様、地域の皆様および株主の皆様方に、多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

当行では、法令遵守態勢の確立を経営の最重要課題として取組んでまいりましたが、今回の業務改善命令を真摯に受け止め、役職員の法令遵守意識の徹底ならびに内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、不祥事件の再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 業務改善命令の内容

(1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

- ① 法令遵守に係る経営姿勢の明確化
- ② 本部の機能強化による全行的な法令等遵守態勢の確立
- ③ 営業店における相互牽制機能の充実・強化
- ④ 本部監査機能の実効性確保

(2) 上記(1)に関する業務改善計画を、平成16年12月20日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を3ヶ月ごとに報告すること。

2. 今後の対応

今回の業務改善命令を踏まえ、法令等遵守の重要性を再確認し、法令等遵守を重視する経営方針を全行員へ浸透させるとともに、本部の機能強化による全行的な法令等遵守態勢の確立、営業店における相互牽制機能の充実・強化などに向けて、より実効性の高い対応策を実施することにより内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、不祥事件の再発防止ならびに役職員の法令遵守意識の徹底に取り組んでまいります。

以上